

# 特定空家等に対する取組の方針について

資料2-1

## 特定空家等措置フロー

(※福岡県空家対策連絡協議会適正管理部会成果品平成28年度より作成)

事案の発生(住民相談、実態調査等)

### 1 現地及び所有者等の調査【第9条～第10条関係】

#### ■現地調査

- (1) 現地調査による空家等の状態の把握
- (2) 立入調査の実施
- (3) 対応方策の検討

#### ■所有者等の調査

- (1) 所有者等の特定

※現地調査と所有者等の調査の順序は事案に応じて判断する。(同時並行も可)

### 2 所有者等の事情の把握

- (1) 所有者等の事情の把握
- (2) 所有者等の事情に応じた解決策の検討

### 3 情報の提供、助言等【第12条関係】

- (1) 情報の提供、助言等の実施
- (2) 情報の提供、助言等の実施後の対応

特定空家等に判定  
する場合                      しない場合

助言、指導、勧告、意見書等の提出の機会を経て、命令の手続きへ移行  
場合によっては略式代執行・行政代執行へとつながる。

### 太宰府市空家等対策協議会

- ① 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断
- ② 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立ち入り調査の方針
- ③ 特定空家等に対する措置の方針に関する協議

## 特定空家等候補物件について

### 平成28年度空家等実態調査

▶調査対象数(戸建て住宅):20,558戸

▶空家数:712戸

▶特定空家等数:4戸

(福岡県空家対策協議会で定めた判定基準に基づくもの)

### 平成29年度から令和元年12月時点

▶特定空家等候補物件数:5戸

### 現時点(令和元年12月19日時点)

▶特定空家等候補物件数:9戸